

令和4年3月7日付け監査委員告示第2号公表分

(1) 市民部

ア 人権課

監査の結果	<p>補助金交付事務の誤りについて</p> <p>令和2年度津平和のための戦争展事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となつたため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行つた。</p> <p>当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもつて精算戻入を行うべきところ、本来必要なない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。</p> <p>補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行つている。</p> <p>今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行つた。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。

イ アストプラザ

監査の結果	<p>業務委託契約の不適正な完了確認について</p> <p>津市アストプラザ清掃業務委託について、日常清掃業務の仕様書では、便所の清掃作業は履行期間中毎日、午前に1回、午後に1回の計2回実施することとされているが、4月から10月までの日報によると、午前に1回のみ実施となつていて、午後の清掃作業は1度も実施となつ</p>
-------	--

	<p>ている日はなかった。また、カーペット清掃は、週2回（主に月、金曜日、2時間程度／1名）実施することとされているが、週1回の実施となっている週が約半数であった。</p> <p>地方自治法第234条の2第1項及び同法施行令第167条の15第2項の規定において、契約の履行を確保するため、必要な監督又は検査を行わなければならないとされている。しかしながら、仕様書のとおり業務が履行されていなかったにもかかわらず、毎月契約どおりの委託料を支払っていたことから、所要の措置を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>便所清掃については、午前午後を分けて行わない日は、9時から12時半の間で、まず一巡して清掃し、再度点検、必要に応じ清掃をしていた。また、カーペット清掃については、週1回は2時間程度、それ以外は毎日30分程度の清掃をしていたが、30分程度の清掃は記録をしていなかった。これらの清掃業務について、職員が目視により清潔であることを確認し、業務が履行されていることとしていた。</p> <p>監査指摘後は、仕様書どおりの業務に改めたが、令和4年度の契約において、便所清掃については、毎日、午前午後の各1回実施することを基本とし、施設の使用状況により清掃する時間帯や箇所、回数の増減について発注者と受注者間で協議して決定できることを加え、必要な業務を確保するように対応している。</p>

(2) スポーツ文化振興部

スポーツ振興課

監査の結果	<p>津球場公園内野球場駐車場の運営方法の見直しについて</p> <p>津球場公園内野球場駐車場管理運営業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の</p>
-------	---

	<p>規定を適用し、令和3年7月に津球場公園内野球場ほか津市運動施設（津地域）の指定管理者の代表企業と随意契約している。</p> <p>当該駐車場は有料駐車場として供用開始したが、同年11月末現在の月平均使用料と月額委託料を比較すると、委託料が使用料の約7倍となっていた。要因としては、使用料減免対象範囲が広いこと、業者見積額を十分に検証せず、そのまま契約額としていることにあると考えられる。見積額の中には、本来、市が支出すべき水道光熱費も含まれており、6号随契した説明責任を十分に果たせない状況となっている。</p> <p>別業者と契約している駐車機器等保守点検業務委託料も含めて、収支に見合う運営がなされるよう、当該駐車場に係る運営方法を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>津球場公園内野球場駐車場は、これまで大きな課題であった無断駐車への対策や、市街地における周辺施設の臨時駐車場としての利用及び近隣でのイベント開催時の臨時駐車場の需要を見込み、有料駐車場として運営を開始し、津球場利用者に関しては、津市運動施設に係る使用料の減免対象の基準を用い、公平な取り扱いをしており、特段減免対象範囲が広いものではないと考えている。</p> <p>津球場公園内野球場駐車場管理運営業務委託の委託料の積算についても妥当と判断している。委託料に含まれる水道光熱費については、令和4年3月7日の指摘後、令和3年度津球場公園内野球場駐車場管理運営業務委託契約第17条「委託業務の内容の変更等」及び第25条「疑義等の決定」の規定に基づき、市が負担すべき費用として受注者と協議を重ね、当該事項は受注者の責めによるものではなく、また既に契約がほぼ履行済となったことから、今後の契約等において、より慎重に、適正に行うことで双方の意思を確認した。</p>

	本駐車場に係る業務は、令和4年度より津市運動施設（津地域）の指定管理業務としての運営となったことから、指定管理者の自主事業による新たな駐車場収入の向上や、津球場公園内野球場との一体的な管理による支出の抑制を含め、適正な管理運営がされるよう協議を行うとともに、厳格に指導していく。
--	---

(3) 健康福祉部

ア 子育て推進課

監査の結果	<p>無効入札見落としによる落札者の決定について</p> <p>津市契約規則第19条第6号において、入札金額を訂正しているときについては、その入札は無効とする旨規定されているが、令和3年度における2件の業務委託の見積徴取において、砂消しゴムにより金額が訂正されているもの、訂正印により金額が訂正されているものを有効な入札として、それぞれ同規則第20条第1項の規定による落札者を決定していた。</p> <p>今後は、このような無効入札の見落としがないよう、組織としてのチェック体制を強化し、同規則第2条の規定のとおり、信義誠実の原則に従うとともに、公正適格な契約事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>今後は、このような無効入札の見落としがないよう、組織としてのチェック体制を強化し、信義誠実の原則に従うとともに、公正適格な契約事務を徹底していく。</p>

イ 高齢福祉課

監査の結果	<p>不適正な補助金交付事務について</p> <p>津市老人クラブ連合会活動促進事業補助金については、津市社会福祉団体活動補助金交付要綱第3条において、交付申請の期限を毎会計年度の4月末日としている。</p> <p>しかしながら、令和2年度に交付された補助金の中に、令和2年10月1日に交付申請書が提出されたもののを交付決定しているものがあった。</p>
-------	---

	<p>また、当該団体から提出された実績報告書には、交付決定前の6月や9月に実施した事業に要した経費が含まれていたが、これを補助対象経費に含めて交付確定を行っていた。</p> <p>同補助金については、実績報告書に添付された請求書や納品書の日付が空白になっているものもあり、書類審査が形骸化している。</p> <p>今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、適正な補助金交付事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>令和2年度の津市老人クラブ連合会の事業について、新型コロナウイルス感染症という非常事態の中、事業の方向性を協議する中で、津市社会福祉団体活動補助金交付要綱の基本的な対応を見誤っていた。</p> <p>このようなことがないよう、補助金チェックシートを作成し、交付申請の提出期限や対象経費の内容確認など、複数の職員によるチェック体制を強化し、適正な補助金交付事務を徹底していく。</p>

(4) 農林水産部

農林水産政策課

監査の結果	<p>津市事務専決規程の遵守について</p> <p>津市事務専決規程において負担金の執行に関する決裁区分は、100万円以上300万円未満のものが部次長、300万円以上1,000万円未満のものが部長とされている。</p> <p>しかしながら、令和2年度津市鳥獣害防止対策協議会負担金においては、第1回目に661万6,000円、第2回目に271万6,000円を執行しているが、いずれも課長決裁で執行していた。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、津市事務専決規程第5条に規定される決裁区分を遵守されたい。</p>
措置の内容	起案時及び決裁時に津市事務専決規程の確認を徹底するとともに、隨時行っている課内会議の場でも継続

	的に周知を図っていく。
--	-------------

(5) 久居総合支所

生活課

監査の結果	<p>補助金交付事務の誤りについて</p> <p>令和2年度人権・同和問題事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。</p> <p>当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要なない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。</p> <p>補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。</p> <p>今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。

(6) 美里総合支所

地域振興課

監査の結果	<p>適正な行政財産使用許可について</p> <p>美里地域における地域活性化団体である「みさっと」に対して、旧長野小学校、旧高宮小学校、旧辰水小学校の使用に関し、行政財産の使用許可を行っている。</p> <p>しかし、実際には「みさっと」の構成団体である各</p>
-------	---

	小学校単位の協議会において、各学校施設を使用している。「みさと」と各協議会は異なる団体のため、使用実態に即した行政財産の使用許可をされたい。
措置の内容	旧長野小学校、旧高宮小学校、旧辰水小学校に関する行政財産の使用許可について、令和4年度は各協議会に対し行った。

(7) 美杉総合支所

地域振興課

監査の結果	<p>不適正な補助金交付事務について 令和2年度津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金において、同補助金交付要綱第8条に定める実績報告期限を超過した日付で提出された実績報告書に受付印を押印後、1か月以上遅った期限内の日付に受付印を訂正するとともに、実績報告書の日付も砂消しゴムで書き換えて、補助金交付確定を行っているものがあった。</p> <p>今後は、このような不適正な補助金交付事務を行うことがないよう、組織としてのチェック体制を強化されたい。</p>
措置の内容	<p>補助金の交付申請書の申請期日、実績報告の提出期日などを確実に確認し、手続を案内する際には必ず期日、提出書類等を申請者に伝えることなどを、令和4年4月から使用する補助金チェックシートにより確実に確認していくことを課内で周知徹底した。</p> <p>また、今後このようないいことがないよう組織としてのチェック体制の強化を図っていく。</p>

(8) 上下水道管理局

上下水道管理課

監査の結果	<p>補助金交付事務の誤りについて 令和2年度津市職員福利厚生事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となつたため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額</p>
-------	---

	<p>後の金額で補助金の交付確定を行った。</p> <p>当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要なない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。</p> <p>補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。</p> <p>今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。

(9) 教育委員会事務局

ア 教育総務課

監査の結果	<p>安易な理由による緊急随契の濫用について</p> <p>学校施設の修繕については、学校運営上支障がある等の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急随契）の規定を適用し、多数の修繕を発注している。</p> <p>しかしながら、令和3年度に実施された南が丘小学校東面防砂ネット部分修繕及び大里小学校各室窓開閉不良修繕については、状況から鑑みて突発的に不具合が発生したとは考えられず、見積合わせを実施できないほどの緊急性があったと言うことはできない。</p> <p>今後、施設等の経年劣化、老朽化による修繕に当たっては、関係法令を遵守し、指名競争入札又は見積合わせにより実施されたい。</p>
-------	--

措置の内容	<p>学校施設に係る修繕については、随意契約の拡大解釈をしないよう、契約事務の手順に沿って適正に執行するよう所属内職員に周知徹底した。</p> <p>今後、学校施設の修繕実施に当たっては、経年劣化による修繕等、予め計画性を持って対処できるものについては計画的な修繕を執行するとともに、契約事務に求められる公正性、透明性及び競争性を確保していく。</p>
-------	--

イ 生涯学習課

監査の結果	<p>補助金交付事務の誤りについて</p> <p>令和2年度津市婦人会連絡協議会事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。</p> <p>当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要なない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。</p> <p>補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。</p> <p>今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。</p>